

農地中耕業法の解説

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

農地中耕業法の解説

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

はじめに

平成二十五年（二〇一三年）に制定された「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下「農地中間管理事業法」といふ。）では、担い手への農地利用の集積・集約化を図るために各都道府県の農地中間管理機構（以下「機構」という。）が、農地の出し手と受け手との間に介在し、所有者から借り受けた農地を必要に応じた整備や管理を行つた上で、集約化に配慮しつつ、公募に応じた借受希望者に転貸することとした農地中間管理事業が定められました。農地中間管理事業法制定の背景としては、これまでの農地流動化対策の成果として、担い手への農地集積はかなりの進展がみられるものの、分散錯圧状態は依然として残つて、農業生産性を高めたい場合には、担い手への農地集積と農地の集約化の加速化が必要とされたことがあります。

機構の活動開始以降、担い手の農地利用面積割合は着実に上昇が見られるものの、その伸びは鈍化しており、今後さらなる農地利用の集積・集約化を進めるためには、地域における話し合いの活性化や農地中間管理事業等の関係制度の見直しが必要となりました。そこで、令和元年の農地中間管理事業法改正では、農業者等による協議の場における農業委員会の役割の明確化、農地中間管理事業に係る手続きの簡素化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合・一体化などの措置が講じられました。

現在、我が国の農業は、高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少等が更に加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される状況にあります。こうした状況を踏まえ、令和四年に、人と農地の関連施策を見直し、地域計画の策定、農地の集約化、人の確保及び育成の3つの柱の内容とする「農業経営基盤改修促進法等の一部を改正する法律」（以下「一部改正法」といふ。）が制定されました。このつと、一部改正法による農地中間管理事業法改正では、地域計画（整修強化法第十八条）の区域内における農地中間管理事業の重点的実施、借受を希望する者の公募の廃止、農用地利用分配計画と整修強化法の農用地利用集積計画を統合して、機構が策定する農用地利用集積等促進計画とともに、農業

委員会は、当該計画を定めるべき旨を機構に対し要請することができる」ととされました。この際、機構は、地域計画の又、或は、農用地等について、農用地利用集積等促進計画を定めるに当たっては、当該計画が地域計画の達成に資することとなるようにしなければならないとされました。このように令和四年の改正で、農地中間管理事業は、公募を重視した農地利用の設計企画を行う事業から、地域協議を踏まえ、作成された目標地図を含む地域計画を達成するための事業へと、事業運営が大きく変貌しました。

地域農業の持続的発展を図るために、地域計画（目標地図を含む。）の実現に向け、市町村、農業委員会等、地域がかりで、機構の農用地利用集積等促進計画を活用して、地域の農地の維持を確保するとともに農地の集約化等を進めることが強く求められています。

全国農業会議所として刊行する「農地中間管理事業法の解説」が、このような活動に注目している関係機関の皆様に様々な場面でご活用頂ければ幸いであります。

最後に本書の刊行に際しては、関係者に多大のご協力とご尽力をいただきました。誌面を借りて心よりお礼申し上げます。

令和六年九月

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

農地中間管理事業法の解説

目次

はじめに

第一編 農地中間管理事業の推進に関する法律の解説

第一章 総則(第一条・第二条).....	45
第一条(目的).....	45
第二条(定義).....	45
第二章 農地中間管理事業の推進(第三条～第二十五条).....	45
第一節 農地中間管理事業の推進に関する基本方針(第二条).....	22
第二節 農地中間管理機構(第四条～第十六条).....	21
第三節(農地中間管理機構の指定).....	20
第五条(指定の公告等).....	19
第六条(農地中間管理事業評価委員会の設置).....	16
第七条(役員の選任及び解任).....	16
第八条(農地中間管理事業規程).....	12
第九条(事業計画等).....	12
第十条(区分経理).....	4
第十一條(帳簿の記載).....	3

第十二条（財務及び会計に関し必要な事項の農林水産省令への委任）	40
第十三条（監督命令）	46
第十四条（事業の休廃止）	47
第十五条（指定の取消し）	47
第十六条（指定を取り消した場合における経過措置）	49
第三節 農地中間管理事業の実施（第十七条（第二十一条の五））	49
第十七条（農地中間管理事業の実施）	49
第十八条（農用地利用累積等促進計画）	49
第十九条（計画案の提出等の協力）	49
第二十条（農地中間管理に係る賃貸借又は使用貸借等の解除）	49
第二十一条（農用地等の利用状況の報告等）	49
第二十二条（業務の委託）	49
第二十三条（不確知共有者の探索の要請）	52
第二十二条の二（共有者不明農用地等による公示）	52
第二十二条の四（不確知共有者のみなし同意）	52
第二十二条の五（情報提供等）	52
第四節 連携及び協力等（第十三条～第二十五条）	81
第二十三条（地方公共団体との連携等）	82
第二十四条（事業への協力）	82
第二十五条（農林水産大臣による評価等）	83

第三章 雜則（第二十六条～第三十三条）	105
第二十六条（農業協同組合法の特例）	105
第二十六条の二（登記の特例）	105
第二十七条（信託法の特例）	105
第二十八条	105
第二十九条	105
第三十条（報告徴収及び立入検査）	105
第三十一条（農林水産大臣への通知）	105
第三十二条（事務の区分）	105
第三十三条（農林水産省への委任）	105
第四章 罰則（第三十四条）	105
第五章 附則	105
第一編 農地中間管理事業法の制定とその後の経緯	105
第一章 農地中間管理事業の推進に関する法律の制定	105
一 背景	105
二 法律案の概要	105
三 国会審議	105
第二章 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年改正)	105
119 108 107 105	105

一	背景……
二	改正法律案の概要……
三	国会審議……

第三章 農業生産基盤強化促進法等の一部を改正する法律について (令和四年改正)

一	背景……
二	改正法律案の概要……
三	国会審議……

第四章 農地中間管理事業の推進に関する法律の概要

一	法律の目的……
二	法律の仕組み……

第三編 法令

○農地中間管理事業の推進に関する法律三段表

〔上段〕農地中間管理事業の推進に関する法律

〔中段〕農地中間管理事業の推進に関する法律施行令

〔下段〕農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則

○農地中間管理事業の推進に関する法律……

第四編 通知

○農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱 (令和二年二月二十八日)

第一編 農地中間管理事業の推進に関する法律の解説

第一章 総則（第一条・第二条）

（目的）

第一条 この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めるることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営む者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とする。

本条は、この法律の目的を定めている。

一 本法は、農地中間管理事業の的確な推進により、農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、農業への参入者の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資することを目的とする。その手段として、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めるとしている。農地中間管理事業推進の目的である「農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営む者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進」には、地域の状況に応じた適切な方法により、地域の農地等の利用の最適化の推進を図ることと言える。このことは、平成二十七年の農業委員会法改正で農業委員会の必須事務とされた「農地等の利用の最適化の推進」の具体的な内容として、「（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規制の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営む者の参入の促進等に

（農業委員会注第
八条第二項）ことから明らかである。

1

我が国農地構造には、これまでの農地流動化対策推進の結果、担い手への農地集積が進み、担い手による農地利用率が五割になるなど、かなりの変化が見られる。一方、農地の貸借が、従来、農地の所有者と利用者との縁故によつて成立してきたこともあり、借入農地が分散し、生産性向上の阻害要因の一つとなつてゐる。農業の生産性を高め、生長率を実現していくためには、担い手への農地集積、集約化を加速していく必要がある。また、増大している耕作放棄地の解消・発生予防も重要な課題である。

本条は、これらの課題に対応するため、農地集積・集約化、農業への新規参入者への促進等を進める新たな手法である農地中間管理事業について、都道府県に公的機関として農地中間管理機構を整備し、当該機関が農地の所有者と利用者との間に介在し、農地の借受け及び転・賃、農地利用の再配分を適切に行うこと等により、地域の農地利用の最適化を推進し、もって農業の生産性の向上に資するなどを目的としている。

(定義)

第一條 この法律において、「農用地」とは、農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第ニニ十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培^{（栽培）}）の目的に供される土地をいふ。以下同じ。）及び採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作（農業）の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供され得るもの）をいふ。第三十二条第一号において同じ。）をいふ。

農用地

二 大竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための、又は家畜の放牧の目的に供される土地

三 農業用施設の用に供される土地 第一号に掲げる土地を除く。)

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

3 この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（都市計画法（昭和四十二年法律第二四四号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に子する農用地と一体として農業の利用が行われている農用地とするものを除き、同法第十二条第一項の規定による審議を要する場合にあっては、当該協議が調つたものに限る。）を除く。）を事業実施地域としてして、当該区域であつて、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行つものを行うこと。

一 農用地等について農地中間管理権を取得すること。

二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第十項において同じ。）を行うこと。

三 農用地等について農業の経営又は農作業（以下「農業経営等」といふ。）の委託を受けること。

四 農業経営等の委託を受けた農用地等について農業経営等の委託（委託の相手方の変更を含む。）を行つこと。

五 農地中間管理権をもつて農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。

六 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行つてこの間、当該農用地等の管理（当該農用地等を利用して行つ農業経営等の委託を受けた農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行つこと。）。

農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う、新たに農業經營を営む者による農業の技術又は經營方法を果地に習得するための研修を行つこと。

八 各号に掲げる業務に附帯する業務を行つこと。

四 この法律において「農地中間管理機構」とは、第四条の規定による、託を受けた者をいつ。

五 この法律において「農地中間管理権」とは、農用地等について、次章第二節で定めるところにより貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する次の掲げる権利をいつ。

一 貸借権又は使用貸借による権利

二 所有権（農用地等を付ける方法により運用する（）と目的とする信託（第二十一条第一項において「農地貸付信託」という。）の引受けに付するものに限る。）の引受けに付するものに限る。

三 農地法第四十一条第一項で規定する利用権

本条では、本法における基本的事項である、「農用地」、「農用地等」、「農地中間管理事業」、「農地中間管理機構」及び「農地中間管理権」の定義を定めている。

一 農用地等（第二条第一項）

「農用地等」とは、農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）以下「基盤強化法」という。第四条第一項に規定する「農用地等」、同義であり、具体的には、第二条第二項各号に掲げる土地と定義されている。

（1）第一号の「農用地」とは、農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物）栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地）及び採草放牧地（農地以

外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるのをいう。第三十二条第一項において同じ。）をいう（第二条第一項）。

（2）第二号の「木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地」とは、（わざる「混木林地」と呼ばれているものである。

（3）第三号の「農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）とは、次に掲げる農業用施設の用に供される土地である。

- ① 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
- ② 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設
- ③ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これに類する農業生産資材の貯蔵（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
- ④ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

（4）第四号の「開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地」とは、現況が農用地又は農業用施設用地以外の土地であつて、「開発」とは、土地の区画形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築をいつ。したがつて、現況が宅地等の場合であつても、開発して農用地としたり、新たに農業用施設用地とすることも考えられるが、現実には、山林原野等の農用地を開発用地又は農業用施設用地開発して（農地法上のいわゆる転用をして）農業用施設用地とする場合がほとんどで、（）と考えられる。

二 農地中間管理事業

「農地中間管理事業」とは、本法で定めるところにより、都道府県に整備される農地中間管理機構（後述）が所有者か

（農地を借受け（農地中間管理権の取得）して、必要に応じて農地を整備した上で、担い手に云貸をすることにより、地盤の農用地の利用の効率化及び高度化を促進する事業である。農地中間管理事業の実施地域は、都道府県の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。）を除く）である。なお、この農業実施区域については、制度発行人等は、都道府県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）の区域とされていたが、令和元年の農地中間管理事業法の一部改正（以下「令和元年改正法」という。）で農地利用集積・滑化事業を農地中間管理機構、統合・一体化することに伴い、現行規定の区域へと拡大された。農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業は、具体的には、次に掲げる業務である。

（1）農用地等について農地中間管理権を取得すること。

（2）農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第十項において同じ。）を行うこと。

（3）農用地等について農業の経営又は農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けること。

（4）農業経営等の委託を受けている農用地等について農業経営等の委託（委託の相手方の変更を含む。）すること。

（5）農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備（そり他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務）を行うこと。

（6）農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うことの間、当該農用地等の管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）を行うこと。

（7）農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行うこと。

第一編 農地中間管理事業法の制定とその後の経緯

第一章 農地中間管理事業の推進に関する法律の制定

一 背景

零細土地所有による零細経営という我が国農業の構造を改善するため、農業経営の規模拡大を目指して、農地流動化を促進する様々な政策が進められてきた。その結果、担い手の規模拡大が進む。担い手による農地利用面積は農地面積全体の約五割になるなど、かなりの変化が見られる。一方では、集積された農地が小区画のまま分散錯亂にある状況は改善が遅れ、生産性向上の阻害要因となっているところが、少なくない。また、農業者の高齢化、耕作放棄地の拡大が進んでいる。

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、担い手への農地利用の集積・集約化、さらなる加速化、青年就業者等農業への新規参入の促進、法人経営体数の増大等を図っていくことが喫緊の課題となっている。そこで、平成二十四年度（二〇一二年度）から、各町村における「人と農地の問題」を解決するべく、地域の農業者の話し合いに基づく人・農地プランの作成等が推進されている。その作成プロセス等において、「信頼できる農地の中間管理がある」と、農地問題の解決を進めやすくなる」という指摘があった。

こうした事情を背景に、政府の成長戦略である「日本再興戦略」（平成二十五年六月十四日閣議決定）において、農業の成長戦略として、新たに創設される農地中間管理機構を活用して農地集約化を加速した上で、リース方式により企業を含めた多様な担い手の農業参入を促進することが定められ、二〇二三年までの今後十年間に担い手の農地利用面積割合と現在の五割から八割まで引き上げること、定着する若年就業者を現在の二倍とすること、法人経営体数を五万法人とすることが成果目標とされた。これに伴い、平成二十五年秋までに具体化、速やかに法制上の措置を実施することが決まった。

この方針を受け、その後、農地中間管理機構の法制化に向け、産業競争力会議や規制改革会議等との議論（注1）が、
レーツチで行われ、法制度の骨格案がまとめられた。農地中間管理事業の推進に関する法律案（注2）と日本再興戦略の成果目標
達成に資するための重要な政策手段として、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す
る等の法自采（注2）とともに、平成二十五年秋の臨時国会（第百、十五回国会）に政府から提出（十月二十五日衆議院
議案受理）された。

（注1）規制改革会議等との議論

特に、議論の焦点となつたのは、①機構の運営体制と②人・農地プランの位置付けである。

①について、農林水産省が提出した「農地中間管理機構（仮称）の検討状況」では、農地中間管理機構の公正・適正
な運営を確保するため、通常の機構の役員とは別に、認定農業者や人・農地プランの中心経営者や学識経験者で構成す
る「運営委員会」を設けるとともに、運営委員会は、地域ごとに地域部会を設置することも可能なとするという仕組みを
想定して、たが、規制改革会議等では、機構運営に地域の農業関係者を関与させることに消極的な意見が多かつた。

②について、農林水産省は、法律に位置付ける方向で検討するとし、上で、機構による農地利用再構成の効果的な推
進のためには、地域における機構活用の機運醸成を出発点として、機運が出てきたときに農地の出し手から機構への貸
付けを促進し、次に機構による扱い手への貸付けが行われることを考え、公募（地域に受け手となる扱い手が不足して
いる場合のみ行う仕組み）としていたが、規制改革会議等においては、「人・農地プランは法制化すべきでない。借り受け
希望者は、必ず公募すべきである。」などの批判が多かった。

結果、両会議の意見として、次のものがまとめられた

ア 目的規定の変更

イ 営農委員会は設置しない

ウ 機構運営における都道府県知事の権限強化
エ 農地の滞留の更なる防止等

農林水産省は、十月四日、これらを反映した法制度骨格案（「農地中間管理機構（仮称）の制度骨格案」）を作成した。

（注2） 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案の趣旨は、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進するため、新たに農業経営を営むとする者に対する支援の充実、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための措置の強化、投資事業有限責任組合による農業法人に対する投資の円滑化等の措置を講じようとするものである。

二 法律案の概要

（1）目的

農地中間管理事業の的確な推進により、農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、農業への新規参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上、資することを目的とする

（2）農地中間管理事業の推進に関する基本方針

都道府県知事は、基本方針を定め、その中に、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積に関する目標等を定める。

（3）農地中間管理事業の推進

（1）農地中間管理機構の指定等

都道府県知事は、農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を、都道府県に限り、農地中間管理機構として指定する。

農地中間管理機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を要することとともに、事業の実施状況が著しく不十分の場合等に都道府県知事は役員の解任を命ずることができる。

② 農地中間管理機構の業務

農地中間管理機構は、都道府県知事の認可を受けて業務運営の基本的ルールである農地中間管理事業規程を定めた上で、次の業務を実施する。

ア 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手毎に集約化する必要がある場合や耕作放棄地等について、農地中間管理機構が所有者から借り受け、農地中間管理権の取得を行う。

イ 農地中間管理機構は、必要な場合には、大に亘る条件整備を行った上で、担い手に対し、その規模拡大、農地の集約化に配慮して貸付け（転貸）を行う。貸付けについては、公平・適正に行われるよう、区域ごとに借り受け希望者の募集を定期的に行い、応募した者の情報を整理事業者の中から適切な貸付けの相手方を選定し、農用地の利用権が設定される。

ウ 機構は、その業務の一部を都道府県知事の承認を受け、市町村等に委託し、機構を中心とする業者の総力で農地集積事を推進する。

(4) 国による評価寺

農林水産大臣は、農地中間管理機構の業務の実施状況を全国的な見地から評価し、その結果及び優良事例を公表することなどにより、事業の効率的・効果的な実施を図る。

(1) 審議会
審議会は次の通りである。

三
審議会
審議

衆議院では、両法律案は、平成二十五年十一月十三日衆議院農林水産委員会に付託され、同日に提案理由説明、十九日、二十日、二十七日に政府に対する質疑が行われ、二十七日に質疑は終局した。この間、二十日には参考人（注）からの意見聴取があつた。質疑終局後、両法律案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及び生活の党の五会派共同提案により、市町村は、当該市町村内の過半数と認める区域ごとに、当該区域における農業の将来のあり方等に関する事項について、農業者等による協議の場を設け、その協議結果を取りまとめ、公表すること、政府による本法律案の施行後五年を目途として協議の対象を、農地中間管理事業及び関連事業のあり方全般に拡げし、その検討結果に基づいて講ずる措置を必要な法的上の措置その他の措置とする等の修正案が提出された。趣旨説明聽取後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いざれも賛成多数をもつて可決され、両法律案はそれぞれ修正議決すべきものと議決された。なお、両法律案に対し衆議院農林水産委員会において附帯審議が付された（別添）。両法律案は、十一月二十八日衆議院本会議において多数をもつて可決された上で参議院に送られた。

参議院では、両法律案は、平成二十五年十一月二日農林水産委員会に付託され、一括して議題とされた。十二月三日に提案理由説明、十二月五日に参考人（注）からの意見聴取、十二月二十一日、五日に、政府及び衆院修正案提出者に対する質疑が行われ、同月五日に質疑は終局した。質疑終了後、討論に及ぶところ、みんなの党及び日本共産党から、両法律案に対する旨の意見がそれぞれあつた。討論を終局し、採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決された。なお、参議院農林水産委員会において、両法律案に対して附帯決議が付された（別添）。両法律案は、十二月五日参議院本会議で、多数をもつて可決・成立した。

農地中間管理事業の推進に関する法律は、平成二十五年十二月十三日に公布、翌年二月から施行された。

(注)参考人

衆議院農林水産委員会	中央大学大学院法務研究科教授	上場重俊
公益財團法人鳥取県農業農村担い手育成機構理事長	東京大学名誉教授	東山純孝
有限会社藤岡農産代表取締役	参議院農林水産委員会	藤岡孝憲
農事組合法人 サカタ農産会理事 奥村一則	有限会社神林カントリー農園代表取締役 忠 聰	東山純孝
熊本県副知事	小野泰輔	

(2)

審議概要

国会における農地中間管理事業の推進に関する法律案に係る主な論点は、次のとおりである。

農地中間管理機構の趣旨、農地中間管理事業法について新法制定の立法形式として新規性、農地中間管理機構業務のリース方式を採った理由等について質疑があった。

これについては、農業の生産性を高め、成長産業化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速していくことなどの課題があり、これに対処するための画期的手法として都道府県に公的な機関として機構を整備する法案を提

第三編
法

全

		○農地中間管理事業の推進に関する法律三段表（令和六年四月一日現行）	
		○農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十二年法律第二百二号）	
		○農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第四十六号）	
<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 農地中間管理事業の推進</p> <p>第一節 農地中間管理事業の推進に関する基本方針（第二条）</p> <p>第二節 農地中間管理機構（第四条—第十六条）</p> <p>第三節 農地中間管理事業の実施（第十一条—第二十二条の五）</p> <p>第四節 連携及び協力等（第二十三条）</p> <p>第五節 雑則（第二十六条—第三十三条）</p> <p>第四章 罰則（第二百四条）</p> <p>附則</p>	<p>○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）</p>	

供される農用地の集団化、農業の新たに業經營を営もうとする者のための促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もつて農業の生産性の向上に資することを目的とする。

第一条 (定義)

この法律において「農用地」とは、農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するもの）、みなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）及び放牧される土地をいう。以下同。）及び放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。第三十二条第二号において同じ。）をいう。

2 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいい。

- 一 農用地
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- 三 農業用施設の用に供される土地（第一項に掲げる土地を除く。）
- 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供されることが適当な土地

この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を進めるため、都道府県の区域（都市計画法昭和四十三年法律第二百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域、すする農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調つたものに限る。）を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であつて、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものとする。

一 農用地等について農地中間管理権を取得すること。

二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付の相手方の変更を含む。第十八条第七項において同じ。）を行うこと。

三 農用地等について農業の経営又は農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けること。

四 等について農業経営等の委託を受けている農用地等の委託（委託の相手方の変更を含む。）を行うこと。

五 農地中間管理権を有する農用地等の改良（這戻入は復旧、農業用施設の整備その他）。

の他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。

農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理又は当該農用地等を利用して行う農業経営を含むことを行うこと。

七 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

この法律において「農地中間管理権」とは、第四条の規定による指定を「りん」者を行うこと。

5 この法律において「農地中間管理権」とは、農田地主について、次章第三節で定めるところにより交付することを目的として、農地中間管理権が取得する次に掲げる権利をいう。

一 貸借権又は使用貸借による権利
二 所有権（農用地等を負けっ方法により運用することを目的とする信託（第二十七条第一項において「農地貸付信託」という。）の引受けにより取得するものに限る。）
三 貸地法第四十一条第一項に規定する利

別表（第十三条関係）

竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
農業用施設の用に供される土地	その土地を効率的に利用することができると認められること。

第四編 通

知
(卷末より始まります)

(別紙6)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律**(令和4年法律第56号)による経過措置**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」といいます。）において、改正法第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理機構法」といいます。）の規定については、次のとおり経過措置が設けられています。

- (1) 改正法の施行日（令和5年4月1日）から起算して6月を経過する日までは、旧農地中間管理機構法により定められた事業規程は、改正法第2条の規定による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「新農地中間管理機構法」という。）の規定に基づく事業規程とみなします。
- (2) 改正法の施行前にされた旧農地中間管理機構法の規定による農用地利用配分計画の認可の申請について、認可又は不認可の処分がされていないものについては、なお従前の例によるものとします。
- (3) 改正法の施行前に旧農地中間管理機構法の規定により公告があった農用地利用配分計画により設定され、又は移転された権利は、新農地中間管理機構法の規定により公告があった促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された権利とみなします。
- (4) 改正法の施行後において、農用地利用集積計画により機構が賃借権の設定等を受ける農用地等について同時に賃借権の設定等を行う場合には、旧農地中間管理機構法第19条の2の規定は、なお効力を有します。なお、農用地利用集積計画については、改正法の施行日から起算して2年を経過する日（地域計画が定められ公告されたときは、その公告の前日）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができ、公告された農用地利用集積計画については、なおその効力を有します。

別紙5様式第9号 (表紙)

(登記 第5条 未登記の所有権が移転した場合の登記の申請)

登記申請書

登記の目的 所有権保存

所有者 住所(主たる事務所の所在地)

名称(農地中間管理機構の名称)

(会社法第等番号 123456789012)

添付書類 ア 農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律第1条第7項の規定による公告があつたことを証する情報

ウ 表題部所有者の承諾を証する情報(印鑑証明書添付)

エ 登記権利者の住所を証する情報(会社法第等番号)

(オ 変更(更正)を証する情報)

課税価額 金 円

登録免許税 金 円

令和 年 月 日 申請

地方法務局 何出張所(支局)

申請人 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称) 代表者 河某 (印)
(会社法第等番号 123456789012)

(別紙)

土地の表示				課税価額
何 稀 何 町	不 動 産 番 号	丁目・大字・字	地番	
宇 甲	1234567890123	13番	田	100 金 円
不 動 産 番 号	1234567890124			
宇 丙	504番	田	200	金 円

別紙5様式第3号 (表紙)

(登記令第6条 登記義務者又は登記簿の表題部に所有者として記載された者の承諾書)

承 諾 書

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項の規定により、令和 年 月 日に所有権を移転した後記不動産につき所有権の移転の登記（又は所有権の保存の登記）を申請することを承諾する。

令和 年 月 日

承 諾 者

住 所

氏 名

何某

(印)

(農地中間管理機構の主たる事務所・名称) 代表理事

何某

殿

不動産の表示

土地の表示						課税価額（固定資産税評価額）
何 郡 何 町	大字	字	地番	地目	地積m ²	
不動産番号						

(注) 印鑑証明書を添付すること。

の認可を受けて任命する者で構成する農地中間管理事業評価委員会（以下「評価委員会」といいます。）を置く必要があります。

評価委員会については、委員の過半を農地中間管理事業の利用者である農業者とする等により、利用者の声を反映させやすい体制とすることが望ましいと考えます。

（2）都道府県知事は、評価委員会の委員を認可したときは、管轄する地方農政局長等を経由して農林水産大臣に通知する必要があります。

3 役員の選任及び解任

（1）機構の役員の選任又は解任を行うときには、都道府県知事の認可を受けなければその効力を生じないとされています。これは、農地中間管理事業の運営を公平かつ適正に行うことができない者が機構の事業運営を支配することのないように設けられたものです。

機構の役員については、事業運営に農地中間管理事業の利用者である農業者の意見が直接反映できるよう、担任手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して、基盤法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる個人又は法人をいいます。）をいいます。）を少なくとも1名は役員構成に含める等の体制を構築することが望ましいと考えます。

（2）都道府県知事は、機構に対し、法令違反、農地中間管理事業に関する著しく不適当な行為等をした役員を解任すべきことを命ずることができます。さらに、人的な要因によって機構の業務が停滞し、法目的の達成が困難となることのないよう、農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員の交代によってその業務運営が円滑に行われると見込まれる場合には、当該役員を解任すべきことを命ずることができます。

（3）都道府県知事は、役員の選任及び解任の認可をしたときは、管轄する地方農政局長等を経由して農林水産大臣に通知する必要があります。

なお、役員が自らの意思によりその職を辞する場合については、都

にいるものに限ります。) の申請により、次に掲げる要件に適合する者逐一に限り、機構として指定できます。

- ① 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- ② 役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。
- ③ 農地中間管理事業の運営が、公平かつ適正に行われると認められること。
- ④ 農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑤ その他農地中間管理事業を適正かつ確実に行うに足りるものであること。

(3) 都道府県知事は、指定した機構の名前、住所等を公告するとともに、管轄する地方農政局長等(北海道にあっては農林水産省経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)を経由して農林水産大臣に通知する必要があります。

(4) 機構は、その名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の住所を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出る必要があります。都道府県知事は、当該届出があったときには、その旨を公告するとともに、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に通知する必要があります。

2 農地中間管理事業評価委員会

(1) 機構は、機構の業務が当事業年度の事業計画等に沿って着実に推進され、その目標を達成することができたか、法第8条第1項に規定する農地中間管理事業規程(以下「事業規程」といいます。)に従って公平かつ適正に行われているかどうか、といった点について中立的な目線で点検するため、農地中間管理事業に關し客観的かつ中立公正な判断をできる者(5)のうちから、機構の代表者が都道府県知事

(4) その他農地中間管理事業の推進に関する必要な事項

2 基本方針の策定

(1) 基本方針の策定に当たっては、市町村、機構、日本政策金融公庫等のほか、都道府県農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県農業会議」といいます。）、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会等の関係団体とも連携して、その内容について検討を行うことが望ましいと考えます。

(2) 基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」といいます。）第5条第1項に規定する基本方針（以下「農業経営基盤強化促進基本方針」といいます。）に適合するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものである必要があります。その他の農業の振興に関する計画としては、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹農業振興計画、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業計画等が想定されます。

農業経営基盤強化促進基本方針の変更があった場合には、これと適合するように基本方針の見直しを行う必要があります。また、農地中間管理事業の推進状況等の情勢の推移により、必要に応じて基本方針の見直しを行うことが適当です。

(3) 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表する必要があります。

第4 農地中間管理機構の指定等（第4条～第16条関係）

1 指定及び公告

(1) 農地中間管理事業は、公益性が高く、かつ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進のため適正かつ確実に事業が行われる必要があることから、都道府県知事が、事業を行う者を指定する仕組みとなっています。

(2) 都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあっては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあっては地方公共団体が基本財産の額の過半を認出し

規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たな農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とするもので

第2 定義（第2条関係）

農用地	法第2条第1項に規定する農用地
農用地等	法第2条第2項に規定する農用地等
農地中間管理事業	法第2条第3項に規定する農地中間管理事業
機構	法第4条の規定による指定を受けた者
農地中間管理権	法第2条第5項に規定する農地中間管理権

第3 農地中間管理事業の推進に関する基本方針（第3条関係）

1 農地中間管理事業の推進に関する基本方針において定める事項

農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、都道府県が、次に掲げる事項についておおむね5年ごとにその後の10年間につき定めるものです。

なお、（1）の目標については、都道府県の全域での設定に加え、平場地域、中山間地域等、地域の特性に即して設定することが望ましいと考えます。

（1）効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進による達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

（2）農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

（3）（1）の目標を達成するため必要な次に掲げる事項

① 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項
 ② 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項
 ③ 地方公共団体、機構、株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱

令和5年3月28日付け4 経管第3228号

農林水産省経営局長通知

目次

- 第1 目的（第1条関係）
- 第2 定義（第2条関係）
- 第3 農地中間管理事業の推進に関する基本方針（第3条関係）
- 第4 農地中間管理機構の指定等（第4条～第16条関係）
- 第5 農地中間管理事業の実施（第17条関係）
- 第6 農用地利用集積等促進計画の作成等（第18条及び第19条関係）
- 第7 農地中間管理権に係る賃貸借等の解除（第20条及び第21条関係）
- 第8 業務の委託（第22条関係）
- 第9 共有者不明農用地等（第22条の2～第22条の5関係）
- 第10 その他（第23条～第34条関係）

別紙1 農地中間管理事業規程の参考モデル例

別紙2 農用地利用集積等促進計画の留意事項

別紙3 都道府県条例の改正モデル例

別紙4 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積等促進計画の同意手続の特例

別紙5 農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例についての取扱い

別紙6 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による経過措置

第1目的（第1条関係）

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」といいます。）は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他のを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の

編第四
通

知

農地中間管理事業法の解説

令和6年5月 初版

定価2,640円（本体2,400円+税）
送料実費

発行 全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2階
電話 03-6910-1131 FAX 03-3261-5324
全国農業図書コード R03-2

落丁、乱丁はお問い合わせいたします。



978410049419



1922061024001

ISBN978-4-91109-41-9
C2061 ￥2400F
定価 2,640円
(本体価格 2,400円+税)



ROG-21